

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等で対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)								国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)			内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
未来創造「新・ものづくり」特区	993	農業参入する企業の農地の所有権の取得	農業参入する企業の農地の所有権を認める。	農業参入する企業の農地の所有権の取得	農林水産省農地政策課	農地法第3条	E	-	-	1 御要望の内容は、賃貸借であれば、その期間(農地法上は最長50年)内に相続が発生するおそれがあり、賃貸借契約の更新の際の手続が煩雑になることを理由に、企業が農地を所有することが必要との御主張と理解しているが、下記の理由から受け入れ困難。 ア 企業の農地所有の適否については、平成21年の農地法改正の際に国会審議などの場で様々な議論があり、その結果として、企業の農地の賃借については全国で認められる一方、企業による所有権の取得については、引き続き農業生産法人要件を課すとされたこと。 イ 加えて、平成21年の農地法改正後、賃借による企業の農業参入が着実に進んでおり、改正法施行後ようやく2年を経過したところであり、現時点で更なる改正の是非を判断できる状況にないこと。 2 先般の打ち合わせでは、特区計画上、特例を要望する土地は、現在非農地であり、当該土地を市が買収して、農地造成を行う計画とのことであるが、 ① 市が当該土地の所有権を取得し、市が造成農地を賃し付けられれば、賃し手の相続の問題は発生し得ないこと。 ② 現時点で造成後の農地を買い受ける予定の企業は存在しないことから、特区計画の実現上、本特例を認める必要性を見出し難い。 3 仮に、市が当該土地の所有権を取得して農地造成する方法以外の計画を考えているのであれば、その具体的な内容(事業方式、参入予定企業、造成農地の売渡予定価格等)をご教授願いたい。		c	新たな農地造成については、農地利用集積円滑化事業における農地売買等事業により本市が一時的に用地買収し、大規模区画の圃場を整備した後に、農業参入意欲のある企業に売却することを予定しており、市が所有権を保持したまま企業等へ賃し付けることは想定していません。その理由としては、本市の資産経営上の基本的な方針(「浜松市資産経営推進基本方針」)として、市が保有する処分可能な財産は、財政上の観点等から、戦略的かつ積極的な売却に取組むことと規定されていることがあげられ、工場団地の造成等についてもこのような方針により売却を行っています。 また、農業生産法人以外の一般企業にも農地売却の対象を広げることにより、企業の農業参入の関口を広げ、結果的に企業参入の促進による農業の振興が図られるものと考えられることから、改めて農業参入する企業の農地所有権の取得に関する特例措置を提案します。ただし、一般企業が農地を購入するにあたり、売買手続きにおいて農地を取得する際に適格者であるかを本市が判定し、取得後についても継続的に農地として運用することを売買契約書等に明記し目的外使用や耕作放棄した場合は罰則を設けるなど、安易な農地の取得による目的外使用・耕作放棄を排除するための市独自の制度を検討・運用します。	浜松市が農地を所有することはできないため、賃貸による方法は取れない。同様の要望が多方面からある中、全国的措置ではなく、浜松市の責任のもと、区域を限定して、当該特例措置を講じられないのか。	Ⅲ	
未来創造「新・ものづくり」特区	994	農業振興に資する施設の農用地区域の除外要件の拡大	農業参入する企業・農家の事務所や6次産業化関連施設、植物工場等については、農用地区域からの除外を可とする。	農業振興に資する施設の農用地区域の除外要件の拡大	農林水産省農村振興局農村計画課	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ・同施行令第8条	Z	-	-	自治体は、企業が農業参入する際の事務所、駐車場や植物工場等について、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に規定する農用地区域内農地であっても設置を可能とする規制緩和を提案しているが、提出された資料では提案された植物工場が農振法上の農業用施設に該当するかの判断ができないことから、実務者打ち合わせの場で、農振法上の判断基準について説明した上で、農業用施設に該当すると判断される具体的な理由を検討するよう自治体に要請。また、実務者打ち合わせの場で、具体的計画を基に、植物工場等が現行農振法上の農業用施設に該当する場合であれば、その附属施設として必要最小限の事務所及び駐車場についても、現行制度上設置可能である旨や、これから農地造成を行うということであれば、農地造成事業を実施する際に、非農地を創設する手法で対応できる可能性もある旨を自治体に伝えたところ。これらを受けて、当該自治体が、現在、具体的な位置、施設規模等どのような施設を設置するかを検討しているところ。		a 及び d	①植物工場の具体については、先般の実務者打ち合わせの後に「完全人工光型」及び「太陽光補光型」を提示したところ。(d) ②農業参入企業の事務所・駐車場については、先般の実務者打ち合わせの場で、農機具格納庫等の農業用施設に付帯する施設として必要最小限の範囲において農業用施設用地と判断されるとのご説明をいただいたことから、農振法施行令第10条第1項第4号に基づく手続により、対応していきます。(a) ③これから農地を造成する土地についても、ご説明いただいたとおり、非農地を創設する手法で対応していきます。(a)	調整中	Ⅲ	
未来創造「新・ものづくり」特区	995	農業振興に資する施設の転用許可要件の拡大	農業参入する企業・農家の事務所や6次産業化関連施設、植物工場等については、農地転用を可とする。	農業振興に資する施設の転用許可要件の拡大	農林水産省農村振興局農村計画課	・農地法第4条第1項、第5条第1項 ・同施行規則第32条	Z	-	-	自治体は、企業が農業参入する際の事務所、駐車場や植物工場等について、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)に規定する農用地区域内農地であっても設置を可能とする規制緩和を提案しているが、提出された資料では提案された植物工場が農振法上の農業用施設に該当するかの判断ができないことから、実務者打ち合わせの場で、農振法上の判断基準について説明した上で、農業用施設に該当すると判断される具体的な理由を検討するよう自治体に要請。また、実務者打ち合わせの場で、具体的計画を基に、植物工場等が現行農振法上の農業用施設に該当する場合であれば、その附属施設として必要最小限の事務所及び駐車場についても、現行制度上設置可能である旨や、これから農地造成を行うということであれば、農地造成事業を実施する際に、非農地を創設する手法で対応できる可能性もある旨を自治体に伝えたところ。これらを受けて、当該自治体が、現在、具体的な位置、施設規模等どのような施設を設置するかを検討しているところ。		a 及び d	①植物工場の具体については、先般の実務者打ち合わせの後に「完全人工光型」及び「太陽光補光型」を提示したところ。(d) ②農業参入企業の事務所・駐車場については、先般の実務者打ち合わせの場で、農機具格納庫等の農業用施設に付帯する施設として必要最小限の範囲において農業用施設用地と判断されるとのご説明をいただいたことから、農振法施行令第10条第1項第4号に基づく手続により、対応していきます。(a) ③これから農地を造成する土地についても、ご説明いただいたとおり、非農地を創設する手法で対応していきます。(a)	調整中	Ⅲ	
未来創造「新・ものづくり」特区	996	農業振興地域制度の目標を、農地の面積ではなく農業産出額で捉える指針の変更	農業振興地域制度の目標を、農地の面積ではなく農業産出額で捉える指針に変更する。	農業振興地域制度の目標を、農地の面積ではなく農業産出額で捉える指針の変更	農林水産省農村振興局農村計画課	・農業振興地域の整備に関する法律第3条の2第2項	Z	-	-	自治体は、大規模な工業用地を確保するために、農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外を可能とする規制緩和を提案しているが、実務者打ち合わせの場で、大規模な農地転用となることから、計画的なまちづくりの観点から、農地法に基づく個別の農地転用ではなく、都市計画法に基づく市街化区域への編入について検討されるよう自治体に伝えたところ。これを受けて、当該自治体が、現在、市街化区域への編入の可能性について検討しているところ。		c	・工業用地の転移・確保に関する企業の中期的なニーズに対しては、市街化区域への編入を伴う大規模な工業用地の整備に対応することとしますが、東海・東南海・南海3連動地震による津波等への対策で緊急を要する短期的な企業ニーズに対しては、土地造成や各種手続きに相当の時間を要する上記の方法では間に合いません。 ・したがって、上記の市街化区域の編入に加え、市街化調整区域において、大規模な造成を必要とせず、また、周辺環境への影響の少ない特定の地区内に限定した開発許可を行うことによって、緊急を要する工場の転移や立地を適正に許容・誘導する必要があります。 ・そして、いずれの場合においても、農地の規制に関する手続きやその事前協議において、国の定めるガイドライン等に該当しないとの理由から、農用地区域からの除外や農地転用が認められず、結果として、市内への新規立地や沿岸部からの転移を検討している製造業の海外流失や津波等による甚大な被害を避けられないことが非常に懸念されます。 ・本市では、未利用地を活用した農地の造成や耕作放棄地を含めた農地の集約を通じて新たな農地を生み出すことで優良農地への影響は最小限に止めてまいります。また、津波等による甚大な被害の未然防止は地域の産業界の総意でもあります。こうした状況をご提案いただき、ぜひとも農用地区域からの除外や農地転用の手続きの特例についてご検討下さるよう、改めて要望いたします。	調整中	Ⅲ	
未来創造「新・ものづくり」特区	997	県が確保すべき農用地等の面積目標に柔軟な対応	県が確保すべき農用地等の面積目標について、農地の面積ではなく農業産出額で捉える指針に変更する。	県が確保すべき農用地等の面積目標に柔軟な対応	農林水産省農村振興局農村計画課	・農業振興地域の整備に関する法律第4条第2項	Z	-	-	自治体は、大規模な工業用地を確保するために、農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外を可能とする規制緩和を提案しているが、実務者打ち合わせの場で、大規模な農地転用となることから、計画的なまちづくりの観点から、農地法に基づく個別の農地転用ではなく、都市計画法に基づく市街化区域への編入について検討されるよう自治体に伝えたところ。これを受けて、当該自治体が、現在、市街化区域への編入の可能性について検討しているところ。		c	・工業用地の転移・確保に関する企業の中期的なニーズに対しては、市街化区域への編入を伴う大規模な工業用地の整備に対応することとしますが、東海・東南海・南海3連動地震による津波等への対策で緊急を要する短期的な企業ニーズに対しては、土地造成や各種手続きに相当の時間を要する上記の方法では間に合いません。 ・したがって、上記の市街化区域の編入に加え、市街化調整区域において、大規模な造成を必要とせず、また、周辺環境への影響の少ない特定の地区内に限定した開発許可を行うことによって、緊急を要する工場の転移や立地を適正に許容・誘導する必要があります。 ・そして、いずれの場合においても、農地の規制に関する手続きやその事前協議において、国の定めるガイドライン等に該当しないとの理由から、農用地区域からの除外や農地転用が認められず、結果として、市内への新規立地や沿岸部からの転移を検討している製造業の海外流失や津波等による甚大な被害を避けられないことが非常に懸念されます。 ・本市では、未利用地を活用した農地の造成や耕作放棄地を含めた農地の集約を通じて新たな農地を生み出すことで優良農地への影響は最小限に止めてまいります。また、津波等による甚大な被害の未然防止は地域の産業界の総意でもあります。こうした状況をご提案いただき、ぜひとも農用地区域からの除外や農地転用の手続きの特例についてご検討下さるよう、改めて要望いたします。	調整中	Ⅲ	

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
未来創造「新・ものづくり」特区	993	農業参入する企業の農地の所有権の取得		E	-	-	1 先般回答したとおり、平成21年の農地法改正の経緯を踏まえれば、農地法改正により貴市の御要望にお応えすることは困難である。 2 先般の実務者協議の場において、貴市は、企業が農地を貸借した場合その貸借期間中に相続の問題が発生する可能性があり、賃借契約更新が困難となるため、企業に農地の所有権取得を認めることが必要と主張されたが、その際、当方から代替案として、貴市が農地を所有し、企業に貸し付けるのであればそもそも相続の問題は生じない旨説明したところである。 3 それに対し、貴市は、市としては農地を所有することができないため代替案については賛同できないとしているが、その理由として、内部規則(浜松市資産経営推進基本方針)の存在を理由に挙げられている。特区という国の制度の特例を設けてまでも実現しようとしている市の重要施策の実現のためであっても市の内部規則の改正が不可能である理由をお聞かせ願いたい。	b	現段階において、本市の提案の実現が困難であることについて、了解いたします。 なお、今後、本市が新たな農地造成等に取り組む過程において、営農を希望する企業の意向や社会動向等を踏まえつつ、どうしても同様の措置が必要となった場合には、改めて提案等をさせていただきます。	E	自治体は、農林水産省が示す代替案を検討するとともに、要望の実現に向けて、企業の農地所有について具体的なニーズの把握等、更に検討を行うことが必要。 検討をした上で、再度、規制措置が必要であると判断された場合は、改めて協議を行う。	IV
未来創造「新・ものづくり」特区	994	農業振興に資する施設の農用区域の除外要件の拡大		D	-	-	当該自治体と数次にわたり打合せを重ねる中で、 ① 市の提案は大規模な土地利用の変更を伴うものであり、市のまちづくりの課題として、土地利用調整による対応を検討してはどうか ② 迅速な対応が必要な個別事業については、具体的に相談しながら調整を行ってはどうか 等をお伝えし、当該自治体も、このような方向で調整を進めていくということで理解をいただいているところであり、今後、市・県・国による調整の場を設け、市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整してまいります。	b	今後、国・県・市による調整の場を設け、本市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整していただくという代替案について、了解いたします。 なお、本市においては、早急な津波対策が求められていること、また、農地転用の一方で未利用地を活用した新たな農地の造成を行うことなどを総合的に勘案いただき、当該調整において、農用区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきますよう要望いたします。 また、当該調整において疑義が生じた場合には、改めて、総合特区制度に基づく再協議を要望いたします。	D	国・県・市による調整の場を設け、自治体のスケジュールに合わせて具体的に調整を進めることで双方了解。 農林水産省は、自治体の要望に応えるよう、農用区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきます。	I
未来創造「新・ものづくり」特区	995	農業振興に資する施設の転用許可要件の拡大		D	-	-	当該自治体と数次にわたり打合せを重ねる中で、 ① 市の提案は大規模な土地利用の変更を伴うものであり、市のまちづくりの課題として、土地利用調整による対応を検討してはどうか ② 迅速な対応が必要な個別事業については、具体的に相談しながら調整を行ってはどうか 等をお伝えし、当該自治体も、このような方向で調整を進めていくということで理解をいただいているところであり、今後、市・県・国による調整の場を設け、市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整してまいります。	b	今後、国・県・市による調整の場を設け、本市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整していただくという代替案について、了解いたします。 なお、本市においては、早急な津波対策が求められていること、また、農地転用の一方で未利用地を活用した新たな農地の造成を行うことなどを総合的に勘案いただき、当該調整において、農用区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきますよう要望いたします。 また、当該調整において疑義が生じた場合には、改めて、総合特区制度に基づく再協議を要望いたします。	D	国・県・市による調整の場を設け、自治体のスケジュールに合わせて具体的に調整を進めることで双方了解。 農林水産省は、自治体の要望に応えるよう、農用区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきます。	I
未来創造「新・ものづくり」特区	996	農業振興地域制度の目標を、農地の面積ではなく農業産出額で捉える指針の変更		D	-	-	当該自治体と数次にわたり打合せを重ねる中で、 ① 市の提案は大規模な土地利用の変更を伴うものであり、市のまちづくりの課題として、土地利用調整による対応を検討してはどうか ② 迅速な対応が必要な個別事業については、具体的に相談しながら調整を行ってはどうか 等をお伝えし、当該自治体も、このような方向で調整を進めていくということで理解をいただいているところであり、今後、市・県・国による調整の場を設け、市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整してまいります。	b	今後、国・県・市による調整の場を設け、本市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整していただくという代替案について、了解いたします。 なお、本市においては、早急な津波対策が求められていること、また、農地転用の一方で未利用地を活用した新たな農地の造成を行うことなどを総合的に勘案いただき、当該調整において、農用区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきますよう要望いたします。 また、当該調整において疑義が生じた場合には、改めて、総合特区制度に基づく再協議を要望いたします。	D	国・県・市による調整の場を設け、自治体のスケジュールに合わせて具体的に調整を進めることで双方了解。 農林水産省は、自治体の要望に応えるよう、農用区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきます。	I
未来創造「新・ものづくり」特区	997	県が確保すべき農用地等の面積目標についての柔軟な対応		D	-	-	当該自治体と数次にわたり打合せを重ねる中で、 ① 市の提案は大規模な土地利用の変更を伴うものであり、市のまちづくりの課題として、土地利用調整による対応を検討してはどうか ② 迅速な対応が必要な個別事業については、具体的に相談しながら調整を行ってはどうか 等をお伝えし、当該自治体も、このような方向で調整を進めていくということで理解をいただいているところであり、今後、市・県・国による調整の場を設け、市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整してまいります。	b	今後、国・県・市による調整の場を設け、本市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整していただくという代替案について、了解いたします。 なお、本市においては、早急な津波対策が求められていること、また、農地転用の一方で未利用地を活用した新たな農地の造成を行うことなどを総合的に勘案いただき、当該調整において、農用区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきますよう要望いたします。 また、当該調整において疑義が生じた場合には、改めて、総合特区制度に基づく再協議を要望いたします。	D	国・県・市による調整の場を設け、自治体のスケジュールに合わせて具体的に調整を進めることで双方了解。 農林水産省は、自治体の要望に応えるよう、農用区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきます。	I

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における新たな規制の特例措置に関する提案に対する国と地方の協議の結果について

総合特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解(3/9時点) (A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施。B: 条件を提示して実施、C: 代替案の提示、D: 現行法令等に対応可能、E: 対応しない、F: 各省が今後検討、Z: 指定自治体が検討)									国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答(3/22時点) (a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)		内閣府整理(コメント欄) (4/3時点)	内閣府整理 I~IV
				提案事項名	担当省庁 担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等			
未来創造「新・ものづくり」特区	998	市の土地利用政策(工場立地誘導地区などガイドラインの整備)に沿った農用地区域の除外	市の土地利用政策に沿った企業立地について、農用地区域からの除外を可能とするとともに、県知事の同意を不要とする。	市の土地利用政策(工場立地誘導地区などガイドラインの整備)に沿った農用地区域の除外	農林水産省農村振興局農村計画課	・農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項	Z	-	-	自治体は、大規模な工業用地を確保するために、農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外を可能とする規制緩和を提案しているが、実務者打ち合わせの場で、大規模な農地転用となることから、計画的なまちづくりの観点から、農地法に基づく個別の農地転用ではなく、都市計画法に基づく市街化区域への編入について検討されるよう自治体に伝えたところ。 これを受けて、当該自治体が、現在、市街化区域への編入の可能性について検討しているところ。		c	・工業用地の移転・確保に関する企業の中期的なニーズに対しては、市街化区域への編入を伴う大規模な工業用地の整備に対応することとしますが、東海・東南海・南海3連動地震による津波等への対策で緊急を要する短期的な企業ニーズに対しては、土地造成や各種手続きに相当の時間を要する上記の方法では間に合いません。 ・したがって、上記の市街化区域の編入に加え、市街化調整区域において、大規模な造成を必要とせず、また、周辺環境への影響の少ない特定の地区内に限定した開発許可を行うことによって、緊急を要する工場の移転や立地を適正に許容・誘導する必要があります。 ・そして、いずれの場合においても、農地の規制に関する手続きやその事前協議において、国の定めるガイドライン等に該当しないとの理由から、農用地区域からの除外や農地転用の海外流失や津波等による甚大な被害を避けられないことが非常に懸念されます。 ・本市では、未利用地を活用した農地の造成や耕作放棄地を含めた農地の集約を通じて新たな農地を生み出すことで優良農地への影響は最小限に止めてまいります。また、津波等による甚大な被害の未然防止は地域の産業界の総意でもあります。こうした状況をご勘案いただき、ぜひとも農用地区域からの除外や農地転用の手続きの特例についてご検討下さるよう、改めて要望いたします。	調整中	Ⅲ	
未来創造「新・ものづくり」特区	999	市が行う農地転用の許可不要	市が行う工場用地の造成等に当たって、農地転用の許可を不要とする。	市が行う農地転用の許可不要	農林水産省農村振興局農村計画課	・農地法第4条第1項、第5条第1項	Z	-	-	自治体は、大規模な工業用地を確保するために、農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外を可能とする規制緩和を提案しているが、実務者打ち合わせの場で、大規模な農地転用となることから、計画的なまちづくりの観点から、農地法に基づく個別の農地転用ではなく、都市計画法に基づく市街化区域への編入について検討されるよう自治体に伝えたところ。 これを受けて、当該自治体が、現在、市街化区域への編入の可能性について検討しているところ。		c	・工業用地の移転・確保に関する企業の中期的なニーズに対しては、市街化区域への編入を伴う大規模な工業用地の整備に対応することとしますが、東海・東南海・南海3連動地震による津波等への対策で緊急を要する短期的な企業ニーズに対しては、土地造成や各種手続きに相当の時間を要する上記の方法では間に合いません。 ・したがって、上記の市街化区域の編入に加え、市街化調整区域において、大規模な造成を必要とせず、また、周辺環境への影響の少ない特定の地区内に限定した開発許可を行うことによって、緊急を要する工場の移転や立地を適正に許容・誘導する必要があります。 ・そして、いずれの場合においても、農地の規制に関する手続きやその事前協議において、国の定めるガイドライン等に該当しないとの理由から、農用地区域からの除外や農地転用の海外流失や津波等による甚大な被害を避けられないことが非常に懸念されます。 ・本市では、未利用地を活用した農地の造成や耕作放棄地を含めた農地の集約を通じて新たな農地を生み出すことで優良農地への影響は最小限に止めてまいります。また、津波等による甚大な被害の未然防止は地域の産業界の総意でもあります。こうした状況をご勘案いただき、ぜひとも農用地区域からの除外や農地転用の手続きの特例についてご検討下さるよう、改めて要望いたします。	調整中	Ⅲ	
未来創造「新・ものづくり」特区	1000	農地転用の許可権限	農地転用の許可権限(現状4ha以上は国許可)を、転用規模に関わらず市の対応とする。	農地転用の許可権限	農林水産省農村振興局農村計画課	・農地法第4条第1項、第5条第1項	Z	-	-	自治体は、大規模な工業用地を確保するために、農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外を可能とする規制緩和を提案しているが、実務者打ち合わせの場で、大規模な農地転用となることから、計画的なまちづくりの観点から、農地法に基づく個別の農地転用ではなく、都市計画法に基づく市街化区域への編入について検討されるよう自治体に伝えたところ。 これを受けて、当該自治体が、現在、市街化区域への編入の可能性について検討しているところ。		c	・工業用地の移転・確保に関する企業の中期的なニーズに対しては、市街化区域への編入を伴う大規模な工業用地の整備に対応することとしますが、東海・東南海・南海3連動地震による津波等への対策で緊急を要する短期的な企業ニーズに対しては、土地造成や各種手続きに相当の時間を要する上記の方法では間に合いません。 ・したがって、上記の市街化区域の編入に加え、市街化調整区域において、大規模な造成を必要とせず、また、周辺環境への影響の少ない特定の地区内に限定した開発許可を行うことによって、緊急を要する工場の移転や立地を適正に許容・誘導する必要があります。 ・そして、いずれの場合においても、農地の規制に関する手続きやその事前協議において、国の定めるガイドライン等に該当しないとの理由から、農用地区域からの除外や農地転用の海外流失や津波等による甚大な被害を避けられないことが非常に懸念されます。 ・本市では、未利用地を活用した農地の造成や耕作放棄地を含めた農地の集約を通じて新たな農地を生み出すことで優良農地への影響は最小限に止めてまいります。また、津波等による甚大な被害の未然防止は地域の産業界の総意でもあります。こうした状況をご勘案いただき、ぜひとも農用地区域からの除外や農地転用の手続きの特例についてご検討下さるよう、改めて要望いたします。	調整中	Ⅲ	

内閣府整理 I:提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの(今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの) II:提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
 III:取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの IV:一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

総合特区名	整理番号	提案事項名	事務レベル協議を実施したもの	国と地方の協議【再書面協議】 担当省庁の見解(5/9時点) (A-1:指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2:全国展開で実施。B:条件を提示して実施、C:代替案の提示、D:現行法令等で対応可能、E:対応しない、F:各省が今後検討、Z:指定自治体が検討)			国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(5/18時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他)		省庁の最新見解	内閣府再整理(コメント欄) (6/1時点)	内閣府再整理 I~IV	
				対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など	対応				理由等
未来創造「新・ものづくり」特区	998	市の土地利用政策(工場立地誘導地区などガイドラインの整備)に沿った農用地区域の除外		D	-	-	当該自治体と数次にわたり打合せを重ねる中で、 ① 市の提案は大規模な土地利用の変更を伴うものであり、市のまちづくりの課題として、土地利用調整による対応を検討してはどうか ② 迅速な対応が必要な個別事業については、具体的に相談しながら調整を行ってはどうか 等をお伝えし、当該自治体も、このような方向で調整を進めていくというところで理解をいただいているところであり、今後、市・県・国による調整の場を設け、市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整してまいります。	b	今後、国・県・市による調整の場を設け、本市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整していただくという代替案について、了解いたします。 なお、本市においては、早急な津波対策が求められていること、また、農地転用の一方で未利用地を活用した新たな農地の造成を行うことなどを総合的に勘案いただき、当該調整において、農用地区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきますよう要望いたします。 また、当該調整において疑義が生じた場合には、改めて、総合特区制度に基づく再協議を要望いたします。	D	国・県・市による調整の場を設け、自治体のスケジュールに合わせて具体的に調整を進めることで双方了解。 農林水産省は、自治体の要望に応えるよう、農用地区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきます。 調整を進める上で、自治体の要望にそぐわない事態が生じた場合には、改めて総合特区制度に基づいて再協議する。	I
未来創造「新・ものづくり」特区	999	市が行う農地転用の許可不要		D	-	-	当該自治体と数次にわたり打合せを重ねる中で、 ① 市の提案は大規模な土地利用の変更を伴うものであり、市のまちづくりの課題として、土地利用調整による対応を検討してはどうか ② 迅速な対応が必要な個別事業については、具体的に相談しながら調整を行ってはどうか 等をお伝えし、当該自治体も、このような方向で調整を進めていくというところで理解をいただいているところであり、今後、市・県・国による調整の場を設け、市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整してまいります。	b	今後、国・県・市による調整の場を設け、本市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整していただくという代替案について、了解いたします。 なお、本市においては、早急な津波対策が求められていること、また、農地転用の一方で未利用地を活用した新たな農地の造成を行うことなどを総合的に勘案いただき、当該調整において、農用地区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきますよう要望いたします。 また、当該調整において疑義が生じた場合には、改めて、総合特区制度に基づく再協議を要望いたします。	D	国・県・市による調整の場を設け、自治体のスケジュールに合わせて具体的に調整を進めることで双方了解。 農林水産省は、自治体の要望に応えるよう、農用地区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきます。 調整を進める上で、自治体の要望にそぐわない事態が生じた場合には、改めて総合特区制度に基づいて再協議する。	I
未来創造「新・ものづくり」特区	1000	農地転用の許可権限		D	-	-	当該自治体と数次にわたり打合せを重ねる中で、 ① 市の提案は大規模な土地利用の変更を伴うものであり、市のまちづくりの課題として、土地利用調整による対応を検討してはどうか ② 迅速な対応が必要な個別事業については、具体的に相談しながら調整を行ってはどうか 等をお伝えし、当該自治体も、このような方向で調整を進めていくというところで理解をいただいているところであり、今後、市・県・国による調整の場を設け、市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整してまいります。	b	今後、国・県・市による調整の場を設け、本市のスケジュールに合わせられるよう、具体的に調整していただくという代替案について、了解いたします。 なお、本市においては、早急な津波対策が求められていること、また、農地転用の一方で未利用地を活用した新たな農地の造成を行うことなどを総合的に勘案いただき、当該調整において、農用地区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきますよう要望いたします。 また、当該調整において疑義が生じた場合には、改めて、総合特区制度に基づく再協議を要望いたします。	D	国・県・市による調整の場を設け、自治体のスケジュールに合わせて具体的に調整を進めることで双方了解。 農林水産省は、自治体の要望に応えるよう、農用地区域からの除外、農地転用等の農地規制制度の柔軟な運用等を講じていただきます。 調整を進める上で、自治体の要望にそぐわない事態が生じた場合には、改めて総合特区制度に基づいて再協議する。	I